

# 岩石採取事業に関する協定書

平成8年度以降、有限会社阿曾石材が胴腹滝周辺環境保全協議会及び東部地区環境保全対策委員会と協定を締結し臂曲地内で岩石採取事業を実施してきた経緯を尊重し、環境、景観及び地下水源の保全に万全を期するため、川越工業株式会社 代表取締役 川越恵次（以下「甲」という。）と遊佐町長 時田博機（以下「乙」という。）とは、山形県庄内総合支庁長 会田稔夫を立会人として、甲が下記採取場において実施する岩石採取事業に関し新たな協定を締結する。また、乙がこの地域の岩石採取ガイドラインを策定する場合、甲はその検討のための協議会に参加し、策定に向けて協力する。

## （事業の内容）

第1条 この協定は、平成22年4月28日に認可申請した下記の岩石採取計画に適用する。甲は、この協定書の定めるところにより、信義誠実の原則に従い実施するものとする。

- (1) 採取場 遊佐町吉出字臂曲2番351外
- (2) 面積 89,983㎡
- (3) 期間 岩石採取計画認可期間

## （事業の実施条件）

第2条 甲は、前条の規定による岩石採取事業（以下「本件事業」という。）を、次の各号に掲げる条件に基づき実施するものとする。

- (1) 採取計画の適正な執行及び当該採取場の岩石採取に関する苦情、問題等の解決のため、地元住民、川越工業株式会社、遊佐町及び山形県による「臂曲岩石採取事業監理委員会」（平成22年8月7日に甲が提案した「監視委員会」を指す。以下「委員会」という。）を設置し、協議の上問題解決を図るものとする。
- (2) 乙は、本件事業が認可された後、2年以内に、第1条で定める採取場及びその周辺地域について地下水及び湧水の水脈を確認する調査を実施完了することとし、甲はその調査に協力するものとする。

乙は調査の結果について委員会に報告し、委員会はその報告を受けて白井新田簡易水道水源、農業用水（横堰）等への影響について協議を行い、甲はその協議の結果を尊重するものとする。

- (3) 前号の委員会での協議結果が得られるまで、甲は標高320mより下の掘削は行わない。

ただし、標高320m以上の岩石採取であっても、白井新田簡易水道水源、農業用水（横堰）等に明らかな影響があったと認められた場合は、甲は直ちに採取を中断し委員会において協議する。

## （事業施行上の責務）

第3条 甲は、本件事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ダンプ等の通行により道路を破損した場合は速やかに修復するとともに、ダンプ等の通行にあたっては地区住民、山林所有者の通行に支障のないように十分配慮すること。

また、乙が別途通知した「岩石採取に係る町道使用承諾」の使用条件を遵守すること。

- (2) 採取場内の濁水が場外へ流出し農業用水（横堰）等に濁水が流入しないように沈砂池の設置、排水施設の浚渫及び雨天時の確認等、対策に万全を期すこと。

また、ダンプの通行による濁水の流出についても対策に万全を期すこと。

- (3) 景観の保全と災害防止を図るため、最終法面を形成しながら掘削し、速やかに緑化を行うこと。
- (4) 掘削及び運搬作業は、原則として、午前7時から午後5時までとし、深夜、早朝の作業は行わないこと。  
ただし、これによりがたい場合は、委員会で協議するものとする。
- (5) 不法投棄に対し万全の対策を講ずること。

(報告及び調査)

第4条 甲は、本件事業の実施状況について、乙の求めに応じ必要な報告をしなければならない。

2 乙は、甲の立会いのもと採取場に立入り必要な調査を行うことができる。

(事業の譲渡又は承継)

第5条 甲が第三者に採石業の承継をさせる場合においては、承継を受ける者に対しこの協定を遵守させるものとする。

(協定の位置付け)

第6条 甲及び乙は、本協定が山形県の事前協議回答(平成22年3月17日付け庄総産企第547号)により甲が締結を求められた地元との協定であることを確認する。

(損害賠償)

第7条 甲が本件事業を行うにつき、故意または過失により、白井新田簡易水道水源、農業用水(横堰)等に損害を与えた場合は、甲は、法律に基づき、損害を受けた者に対し、その損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月2日

甲 住所 秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ6番地35  
氏名 川越工業株式会社

代表取締役 川 越 恵 次 印

乙 住所 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地

氏名 遊佐町長 時 田 博 機 印

立会人 住所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
氏名 山形県庄内総合支庁長

会 田 稔 夫 印